

第 1 1 章 雑 則

第55条(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年7月1日から施行する。

上記は当法人の現行定款に相違ありません。

平成 30 年 7 月 1 日

特定非営利活動法人ホームママ

理事長 河田 央子